

発信者情報通知役務の利用における発信者の個人情報の保護に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、最近の電気通信役務の高度化及び多様化にかんがみ、発信者情報通知役務の利用者の保有する発信者個人情報の取扱いに関する基本的事項及び発信者情報通知役務を提供する電気通信事業者の責務について定めることにより、発信者個人情報及びこれに結合して保有される個人に関する情報を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 発信者情報通知役務 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。第十四条において同じ。）が提供する電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第九条第一項において同じ。）のうち発信電話番号等発信者個人に関する情報の通知を行うもので郵政省令で定めるものをいう。

二 発信者個人情報 発信者情報通知役務により通知される個人に関する情報であつて、当該情報に含ま

れる電話番号、氏名その他の記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。）をいう。

三 事業用役務利用者 発信者情報通知役務を利用する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び自己が営む事業において発信者情報通知役務を利用する個人をいう。

四 記録 通知された発信者個人情報を後に利用することができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して直ちに通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

（発信者個人情報の記録の制限）

第三条 事業用役務利用者は、発信者個人情報の記録を行うに当たっては、郵政省令で定めるところにより、その記録の目的を明確にするとともに、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

（発信者個人情報の記録の通知等）

第四条 事業用役務利用者は、発信者個人情報の記録を行うに当たっては、発信者に対し、郵政省令で定めるところにより、発信者個人情報を記録すること及び前条に規定する記録の目的を通知するようにな

ればならない。ただし、発信者が既にこれを知っている場合は、この限りでない。

(発信者個人情報の記録を行う電話番号の周知)

第五条 事業用役務利用者は、発信者個人情報の記録を行う当該事業用役務利用者の電話番号について、郵政省令で定める簡便な方法で周知させなければならない。

(発信者個人情報の利用及び提供の制限)

第六条 事業用役務利用者は、記録された発信者個人情報（以下「記録情報」という。）を、第三条に規定する記録の目的以外の目的のために利用し、又は他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 記録情報に係る発信者本人の同意があるとき。

二 法令の規定により記録情報の提供が求められたとき。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第七条 事業用役務利用者は、発信者情報通知役務の利用に当たっては、特定の発信者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録情報の安全確保等)

第八条 事業用役務利用者は、記録情報の保管を行うに当たっては、記録情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の記録情報の安全の確保のために必要な措置を講ずるようになさなければならない。

2 事業用役務利用者は、第三条に規定する記録の目的に応じて記録情報が現在の事実と合致するようになさなければならない。

3 事業用役務利用者は、第三条に規定する記録の目的に応じて記録情報の保存期間を定め、その保存期間を超えたものは、遅滞なく削除するようになさなければならない。

(記録情報の開示)

第九条 記録情報に係る発信者本人又は郵政省令で定める電気通信役務の利用者は、事業用役務利用者に対し、自己に関する記録情報について、郵政省令で定めるところにより、その開示を請求することができる。

2 事業用役務利用者は、前項の規定による開示の請求があつたときは、できる限り速やかに、これに応じなければならない。

3 事業用役務利用者は、第一項の規定による開示の請求をする者に対し、政令で定める額を超えない範囲内において料金の支払を求めることができる。

(記録情報の訂正等)

第十条 前条第二項の規定による開示を受けた者は、事業用役務利用者に対し、郵政省令で定めるところにより、当該開示に係る記録情報の訂正、追加又は削除（次項及び第三項において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 事業用役務利用者は、前項の規定による記録情報の訂正等の請求があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 事業用役務利用者は、第一項の規定による記録情報の訂正等の請求があつたときは、当該記録情報の訂正等を行うまでは、当該記録情報を利用し、又は他に提供してはならない。

(発信者個人情報管理責任者)

第十一条 事業用役務利用者は、当該事業用役務利用者に係る発信者個人情報の記録及び管理を適正に行うため、発信者個人情報管理責任者一人を選任しなければならない。

2 発信者個人情報管理責任者は、発信者個人情報の保護に関する内部規程の整備、発信者個人情報の記録又は管理に従事する者（次条において「発信者個人情報管理従事者」という。）に対する教育訓練の実施、発信者個人情報に関する苦情処理体制の整備等発信者個人情報の記録及び管理を適正に行うために必要な措置を実施する責任を負うものとする。

（発信者個人情報管理従事者の責務）

第十二条 発信者個人情報管理従事者は、法令の規定及び事業用役務利用者が定めた発信者個人情報の保護に関する内部規程を遵守するとともに、発信者個人情報管理責任者の指示に従い、その業務を行わなければならない。

（外部委託）

第十三条 事業用役務利用者は、発信者個人情報の記録又は管理を他に委託する場合には、郵政省令で定めるところにより、発信者個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

（電気通信事業者の責務）

第十四条 電気通信事業者は、発信者情報通知役務を提供するに当たっては、郵政省令で定めるところによ

り、当該発信者情報通知役務の趣旨及び内容を周知させなければならない。

2 電気通信事業者は、発信者情報通知役務を提供するに当たっては、当該発信者情報通知役務の提供に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努めなければならない。

3 電気通信事業者は、発信者情報通知役務を提供するに当たっては、発信者個人情報等を不正に取り扱い発信者等の利益を著しく阻害した事業用役務利用者に対し発信者情報通知役務の提供を制限する等発信者情報通知役務が適正に利用されるよう配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第二条第一号、第五条、第十一条第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用)

第二条 第六条及び第八条から第十条までの規定は、この法律の施行の日以後の記録情報について適用す

る。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、個人に関する情報の取扱いに関する苦情処理機関の必要性及び個人に関する情報が不正に取り扱われた場合の罰則規定の必要性を含め、個人に関する情報の保護に関する制度全般について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

最近の電気通信役務の高度化及び多様化にかんがみ、発信者個人情報及びこれに結合して保有される個人に関する情報を保護するため、発信者情報通知役務の利用者の保有する発信者個人情報の取扱いに関する基本的事項及び発信者情報通知役務を提供する電気通信事業者の責務について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。